

損益通算を行う場合の申告書の記載要領

事業所得（営業等・農業）、不動産所得、総合課税の譲渡所得又は山林所得の損失の金額（赤字）と他の各種所得の金額（黒字）との損益通算を行う場合の申告書の記載要領は、次によります。

なお、損益通算を行う場合の申告書の所得金額の記載は、原則として、損益通算前の金額を記載した上で当該金額をカッコで囲み、その上部に損益通算後の金額を記載します。

1 申告書B第一表・第二表（第三表（分離課税用）及び第四表（損失申告用）を使用する場合を除きます。）の記載要領

(1) 申告書B第一表の「事業・営業等」①から「雑」⑦の各欄

これらの各所得金額について損益通算を行う場合、これらの各欄には損益通算前の金額を記載することとし、損益通算後の金額の記載は要しません（＜記載例1～5＞参照）。

(2) 申告書B第一表の「総合譲渡・短期」⑧、「総合譲渡・長期」⑨及び「一時」⑩の各欄

これらの欄は収入金額ではなく所得金額を記載することとしており、それぞれ50万円の特別控除後（1/2前）の金額を記載します。

イ 「総合譲渡・短期」⑧又は「総合譲渡・長期」⑨の金額が赤字の場合

（イ） 「一時」⑩の金額がなく、経常所得（「事業・営業等」①から「雑」⑦までの通算後の所得をいいます。）の黒字の金額と損益通算を行う場合

「総合譲渡・短期」⑧又は「総合譲渡・長期」⑨については、通算前の金額を記載します（＜記載例4＞参照）。

（ロ） 「一時」⑩の金額があり、その金額と損益通算を行う場合

それぞれ、通算前の「総合譲渡・短期」⑧、「総合譲渡・長期」⑨、「一時」⑩の金額をカッコで囲み、その上段にそれぞれ通算後の金額を記載します（＜記載例1，3，5＞参照）。

（ハ） 「総合譲渡・短期」⑧又は「総合譲渡・長期」⑨の赤字の金額を「一時」⑩の黒字の金額から差し引き、その残りの黒字の金額と経常所得の赤字の金額と損益通算を行う場合

「総合譲渡・短期」⑧又は「総合譲渡・長期」⑨と「一時」⑩の間の通算後の金額をカッコで囲み、その上段に経常所得との通算後の「一時」⑩の金額を記載します（＜記載例3＞参照）。

（注） 「総合譲渡・短期」⑧又は「総合譲渡・長期」⑨の赤字の金額が「一時」⑩の黒字の金額より多い場合は、経常所得の黒字の金額と損益通算を行うときであっても、「総合譲渡・短期」⑧又は「総合譲渡・長期」⑨については通算前の金額（「一時」⑩の金額を差し引いた直後の赤字の金額）を記載します（＜記載例5＞参照）。

ロ 「総合譲渡・短期」⑧又は「総合譲渡・長期」⑨の金額が黒字の場合

経常所得の全部が赤字か、又は赤字と黒字があって、その赤字と黒字の通算後の金額が赤字で、これらの赤字の金額と損益通算を行う場合には、それぞれ通算前の「総合譲渡・短期」⑧、「総合譲渡・長期」⑨、「一時」⑩の金額をカッコで囲み、その上段にそれぞれ通算後の金額を記載します（＜記載例2＞参照）。

（注）1 総合課税の譲渡について、申告書B第二表の「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」の「差引金額」に総合短期譲渡所得と総合長期譲渡所得の赤字と黒字がある場合には、まずこれらの欄で差引計算を行います（＜記載例4＞参照）。

2 経常所得の赤字と譲渡・一時所得の黒字との損益通算を行う場合には、それぞれ経常所得間で通算した

後の赤字の金額と譲渡・一時所得間で通算した後の黒字の金額を基として行います（＜記載例 3＞参照）。

- 3 「総合譲渡・短期」㉟、「総合譲渡・長期」㊟、「一時」㊱の黒字の金額と経常所得の赤字の金額との損益通算を行う場合は、「総合譲渡・短期」㉟、「総合譲渡・長期」㊟、「一時」㊱の順に行います（＜記載例 2＞参照）。

(3) 申告書B第一表の「総合譲渡・一時」⑧の欄

「総合譲渡・短期」㉟、「総合譲渡・長期」㊟又は「一時」㊱の各欄の通算後の金額（(2)のロにより記載した金額）について、それぞれ次により記載します。

イ 通算後の「総合譲渡・短期」㉟、「総合譲渡・長期」㊟又は「一時」㊱の金額が黒字の場合

それぞれ通算後の「総合譲渡・短期」㉟、「総合譲渡・長期」㊟又は「一時」㊱の金額を基として「総合譲渡・一時」⑧の算式により計算した金額を記載します（＜記載例 1～3＞参照）。

ロ 通算後の「総合譲渡・短期」㉟又は「総合譲渡・長期」㊟の金額が赤字の場合

その通算後の「総合譲渡・短期」㉟又は「総合譲渡・長期」㊟の赤字の金額（「総合譲渡・短期」㉟と「総合譲渡・長期」㊟がともに赤字の場合はその合計額）をそのまま記載します（＜記載例 4，5＞参照）。

(4) 申告書B第一表の「合計」⑨の欄

イ 次の場合には、「事業・営業等」①から「総合譲渡・一時」⑧までの金額を合計（赤字の金額と黒字の金額は相殺します。）した金額を記載します。

（イ） 経常所得間、譲渡・一時所得間のそれぞれについて損益通算を行った結果、それぞれの通算後の金額が黒字の場合（＜記載例 1＞参照）

（ロ） 「総合譲渡・一時」⑧に記載された金額が赤字又は 0 の場合（＜記載例 4，5＞参照）

ロ 経常所得間での通算後の金額が赤字で、「総合譲渡・一時」⑧欄の金額が黒字の場合には、「総合譲渡・一時」⑧欄の金額をそのまま記載します（＜記載例 2，3＞参照）。

（注） この欄が赤字になる場合には、原則として申告書第四表（損失申告用）を使用することになります。